

[後期高齢者医療保険]

▶平成 30・31 年度の保険料

平成 30・31 年度の保険料率は、平成 28・29 年度の保険料率のまま据置きとなりました。

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

$$\text{均等割額 } 40,907 \text{ 円} + \text{所得割額 } (\text{前年中の総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 8.3\% = \text{一人当たりの保険料額 (限度額 62 万円)} ※$$

※保険料額の上限となる賦課限度額は、平成 29 年度は 57 万円でした。

▶保険証の更新

加入者全員に、7 月下旬ごろに 8 月からお使いいただく新しい保険証が郵送されます。

▶「被保険者証（保険証）」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

対象者へ 7 月下旬頃に新しいものを郵送します。（適用区分の変更により送付されない場合があります。）

※適用区分が「区分Ⅱ」で過去 1 年間の入院日数が 91 日以上の人、または新たに認定を受けようとする人は市民課で申請が必要です。

▶保険料納入通知書の送付

7 月中に送付しますので納入をお願いします。口座振替の人は預金残高の確認をお願いします。

特別徴収の人は、9 月上旬に特別徴収開始通知書をお送りします。

▶保険料軽減特例措置の段階的見直し

後期高齢者医療制度の持続性を高めるため、保険料軽減特例の段階的見直しが平成 29 年度から実施されています。

・低所得者に係る所得割額の軽減特例の段階的見直し

基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下（年金収入で 211 万円以下）の被保険者に係る所得割額の軽減特例は、平成 30 年度以降はありません。

なお、総所得金額が 0 円（年金収入 153 万円以下）の場合は、引き続き所得割額はかかりません。

・元被扶養者に係る均等割額の軽減特例の段階的見直し

後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険（市町村国民健康保険、国保組合を除く。）の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の軽減特例は、平成 30 年度は「5 割軽減」、平成 31 年度以降は「資格取得後 2 年間に限り 5 割軽減」となります。なお、所得割額は引き続きかかりません。



「なりすまし」による架空請求にご注意ください。



「通話録音装置」を無料で貸し出しています

振り込め詐欺や悪質商法の被害防止のため、警告メッセージアナウンス機能や自動通話録音機能のある通話録音装置を無料で貸し出しています。

▶対象者

- ①高齢者（65 歳以上）のみの世帯に居住する人
- ②昼間、高齢者のみが在宅する世帯に居住する人
- ③その他、貸出しが必要と認められる人

☑ 小諸市消費生活センター
☎ 31-5100

消費者の携帯電話に「有料動画の未納料金があります。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行します」と大手通販サイト名を記載した SMS（ショートメッセージサービス）（※ 1）を送信し、電話番号に連絡してきた消費者に、「本日中に支払わなければ民事訴訟へ移行します」「今支払わないともっと代金がかさんでいきますよ」などと告げ不安にさせ、未納料金の名目で金銭を支払わせようとします。支払い手段としてコンビニでギフトカードを購入させカード番号をだまし取る方法や、普通郵便やレターパックで現金を送らせることもあります。現金書留以外で現金は送れませんのでご注意ください。

身に覚えがない場合は、決して相手に連絡せず家族に相談するか消費生活センターへ連絡しましょう。

※ 1 メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

【相談窓口】小諸市消費生活センター（市民課市民係内）☎ 31-5100（消費者相談専用）

長野県東信消費生活センター（上田合同庁舎内）☎ 0268-27-8517

消費者ホットライン☎ 188